

「ファイルサーバ機器等の賃貸借」にかかる仕様書

平成22年11月
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
事務統括部

1. 本調達目的と概要

1. 1. 目的

ファイルサーバは、幅広く公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）職員等の執務に活用されており、本財団の自動車リサイクル業務の円滑な遂行に必要な不可欠なものである。

しかしながら、導入後5年を経た今、サーバや関連ネットワーク機器等のハードウェア保守切れを迎えつつあり、安全・確実な運用のためにハードウェアの刷新を図るものである。

1. 2. サーバ及びネットワークの概要

(1) 既存構成の概要

次の資料に既存の構成を示す。

資料1、資料2を参照のこと。

(2) 入替後構成の概要

次の資料に入替後の構成を示す。

資料1、資料2及び「3. ハードウェア等構成要件」を参照のこと。

なお、資料については「秘密保持誓約書」の受領後に開示する。

1. 3. 調達の範囲

(1) 物品の調達

サーバ等のハードウェア、ソフトウェア、設置に必要な機器・ケーブル類を調達する。サーバ等設置場所、インターネット回線及び電源施設等は、本財団の設備を利用する。調達物品の概要は、以下のとおり。

- ・ラックマウント型サーバ 3台
- ・バックアップ用テープライブラリ装置 1台
- ・必要数の無停電電源装置
- ・ファイアウォール装置 1台
- ・その他、上記サーバを稼動させるための通信関連機器、回線周辺機器等

(2) ハードウェアの搬入、設置及び設定作業

(3) ソフトウェアのインストール及び設定作業（含 定義の移行）

(4) ユーザデータ移行作業（既存サーバに保存済みのデータを新規サーバに移行する）

(5) ハードウェア及びソフトウェアの保守サービス

(6) 運用支援

(7) その他、クライアントPCが現在と同様に使用できるようにするために必要な作業等

1. 4. 契約形態

以下の内容で賃貸借契約を締結するものとする。

(1) 物件の内訳及び数量

ハードウェア及びソフトウェア 一式

(「1. 3. 調達範囲」の(1)～(5)及び(7)、導入作業等を含む。)

(2) 賃貸借期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで(36ヶ月間)

(3) 賃貸借料の支払

検収後、貸主からの請求書により、毎月分の賃貸借料を翌月末までに支払う。

(4) 賃貸借物件の使用場所

東京都港区芝大門一丁目1-30 日本自動車会館11階
公益財団法人自動車リサイクル促進センター内

(5) 検収の条件

提出物については、適宜、進捗状況の報告を行うとともに、レビューを受けること。最終的な提出物については、「1. 5. 納入物件」に記載のすべてがそろっていること、レビュー後の改定事項が反映されていること及び「1. 3. 調達範囲」に記したすべての機器、作業等の完了確認をもって検収とする。ただし、検収後に瑕疵が認められた場合、当該物件の売主の責任及び負担において対処すること。

(6) 保守料の支払

本財団は当該賃貸借物件の売主と「1. 3. 調達範囲」の(6)についての保守契約を締結し、毎月分の保守料を毎月分の賃貸借料とともに、貸主に翌月末までに支払う。
保守契約期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの36ヶ月間とする。

1. 5. 納入物件

(1) 資料1、資料2、及び3. ハードウェア等構成要件を満たすハードウェア及びソフトウェア

(2) 導入作業に係る報告書・設計文書等

次の導入作業に係る報告書・設計文書等を平成23年3月31日までに納入すること。納品物の詳細な内容については別途協議する。

- ① ハードウェア一覧及び仕様書
- ② ソフトウェア一覧及び設計書
- ③ サーバ構成図及びネットワーク構成図
- ④ ラック内配置図
- ⑤ ハードウェア及びソフトウェアの操作マニュアル
- ⑥ その他「4. 導入要件」で指定する設計書

なお、納入形態は冊子及びCD-ROMとするが、マニュアル類でCD-ROM化されていないものは冊子のみでも可とする。CD-ROM納品時のファイルは次のいずれかの形式を用いること。
MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint(すべて2003形式)

1. 6. 納入期限

平成23年3月31日までに完了すること。

詳細なスケジュールについては、本財団と協議の上確定するものとする。

1. 7. 納入場所

本財団執務室内のサーバ室とする。

現在使用しているラックをそのまま使用する予定。このため、ラック内に収まるハードウェアを調達すること。ラックのサイズは資料1-3を参照。

2. 責任の所在

2. 1. 保証

本調達に係るすべての納入物品の稼働・保守については、物品の製造者の如何に関わらず、当該物件の売主が一切の責任を負うこと。

(1) 動作保証

当該物件の売主は、納入したハードウェア及びソフトウェアについては、要求仕様を満たす状態で、正常稼働させること。

本番稼働前において、ハードウェアを正常稼働させるために不足するハードウェア等が判明したときには、当該物件の売主の責任において不足するハードウェア等を納入すること。

(2) 不具合に対する保証

本番稼働前において、以下のような事項が発生した場合は、当該物件の売主の責任において代替機への交換等を行い、正常稼働させること。

①ハードウェアの障害、ソフトウェアの不具合

②導入作業における過失

(3) 瑕疵

ハードウェア製品及びソフトウェア製品について、製品の納入後1年以内に当該製品に瑕疵が発見された場合には、当該物件の売主は無償で当該製品の修理又は交換を行うこと。

2. 2. 秘密の保持

当該物件の貸主及び売主は、本調達において、本財団が提供する資料については、外部に漏洩しないよう、本財団の承認を得た上で、厳格に管理すること。

また、提供された資料は、作業完了後、本財団に確実に返却するとともに、確実にすべてを返却したことを証する資料を、導入作業に係る報告書等の一部として提出すること。

なお、個人情報の取扱いの詳細については、「個人情報保護に関する基本方針」（ホームページに掲載）に従うこと。

2. 3. 所有権等

(1) 本件に係り、作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権は、原則として本財団に帰属する。

(2) 本件に係り、作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該物件の売主は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に本財団へ報告し、承認を得ること。

(3) 本件にかかり、第三者との間に著作権にかかる権利侵害の紛争が生じた場合には、当該物件の売主の責任、負担において一切を処理すること。

3. ハードウェア等構成要件

3. 1. 構成概要及び前提条件

資料1、資料2、及び参考資料を参照し、本財団が従来と同様の運用が行えるハードウェア及びソフトウェアを提案すること。

①各サーバの機能が、安定稼働可能であること。1年間のサーバダウン許容時間は3時間未満。

②調達物品は中古品でないこと。

③3年間の使用中にハードウェア及びソフトウェアが保守切れしないこと。

3. 2. ハードウェア

(1)ドメインサーバ

項目	数量	要件
本体	2台	正副2台を準備する 冗長化構成を実現できること
CPU		インテル(R)Xeon(R)プロセッサ X3440 同等以上
メインメモリ		4GB以上
ハードディスク		3年間の使用を考慮し、十分なサイズを準備すること 最適な容量を提案すること RAID1+ホットスペア構成とすること

(2)ファイルサーバ

項目	数量	要件
本体	1式	安定稼働可能であること
CPU		インテル(R)Xeon(R)プロセッサ E5502 同等以上
メインメモリ		2GB以上
ハードディスク		1,400GB(1.4TB) ディスク容量の増設を見越して拡張性を持たせること SAS方式を採用すること ホットスペアを含むRAID構成とすること(拡張RAID5Eを推奨)

(3)テープライブラリ装置

項目	数量	要件
テープライブラリ装置	1台	ファイルサーバに接続可能であること。バックアップ運用を自動化できること。 オートローダ式のテープ装置を設置し、テープの入れ替えを行わなくてもバックアップができるものを用意すること。
LTO規格		LTO Ultrium 4 もしくは5
その他		バックアップテープとクリーニングテープを必要数用意すること。

(4)無停電電源装置(UPS)

項目	数量	要件
本体		無停電電源装置とサーバハードウェアは、通信ケーブルで接続し、停電時に安全・確実にシャットダウンが行えること 無停電電源装置とサーバとの通信方法については、最適な方法を選択すること。なお、サーバ側に専用ソフトウェアが必要なときには、これを用意すること 上記シャットダウンが安全・確実に行える電圧、容量を確保すること
その他		無停電電源装置は各ラックの下部にセットすること

(5)ファイアウォール、スイッチ等

項目	数量	要件
ファイアウォール	1台	VPN接続による使用ができること(10人~20人程度) 100人程度でストレスなくインターネットにアクセスできること
スイッチ等	4台	現行の論理構成を踏襲すること 24ポートを3台、48ポートを1台
コンソール (スイッチ・モニタ)	1式	新設する3台のサーバを含め、4台まで接続できること

3. 3. ソフトウェア

3. 2. のハードウェアを稼働させるために以下のソフトウェア及びライセンスを必要数用意すること。なお、このほかに機能を満たすために別途ソフトウェアが必要となる場合は、追加しても良い。

- ①本財団が型番を指定していないソフトウェアについては、導入するソフトウェア間及びハードウェアとの動作状況を当該物件の売主が事前検証し、障害・不具合が発生しないようにすること。
- ②データとして日本語を取り扱うことができ、画面の表示言語は日本語であること。
- ③本財団がライセンス違反を犯さないよう、当該物件の売主がライセンス数の確認を行い、必要数を納入すること。
- ④本財団が型番及びバージョンを指定していないソフトウェアについては、特別の理由が無い限り最新の型番・バージョンの製品を納めること。
- ⑤ライセンスの購入については、ボリュームライセンスの設定がある場合はボリュームライセンス適用すること（なお、ガバメントライセンスが適用できる場合はガバメントライセンスを優先）。
- ⑥クライアントPCからサーバへの接続に関してクライアントPC側にもアクセスライセンスが必要であれば用意すること。なお、接続するクライアントPCは約100台。

項目	数量	要件
オペレーティングシステム	3	Windows Server 2008
ウイルス対策ソフト	3	Symantec Endpoint Protection（3年保守）
バックアップ用のソフト	1式	CA ARCserve Backup
		(1)バックアップ対象 ①ファイルサーバのシステム領域 ②ファイルサーバに保存されたフォルダ及びファイル ③ドメインサーバのシステム領域及びファイル ④管理用サーバ、バックアップ用サーバの障害時には、バックアップしたシステム領域のみをリストアすることによりシステムの回復ができ、OSのインストールは不要であること。
無停電電源装置用のソフト		ハードウェアに対応するソフトウェア

4. ハードウェアの設置、設定及びソフトウェアのインストール、設定に伴う導入要件

4. 1. 設置条件

- ①ハードウェアの設置場所については、本財団担当者の指示に従うこと。
- ②ハードウェアの搬入経路及び荷物エレベータ等は確保されている。
- ③導入するハードウェアは既設のサーバラック2本に設置すること。

4. 2. 各ハードウェアの設定

サーバ及び周辺機器については、ラック等への取り付け及びケーブル類の接続を行い、設定内容について本財団と協議の上設計書を作成し、各種設定を行うこと。
本業務の履行にあたり、現状の環境を確認し、設定ができること。
各ハードウェアの設定概要は次のとおり。

(1) ドメインサーバ

- ①必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。
- ②冗長構成の設定をすること。
- ③OS及びその他の必要なソフトウェアのインストール及び設定をすること。
- ④ドメインサーバをDHCPサーバとして設定すること。

- (2) ファイルサーバ（バックアップ用サーバ）
 - ①必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。
 - ②OS 及びその他の必要なソフトウェアのインストール及び設定をすること
 - ③バックアップソフトウェアのインストール及び必要な設定を行うこと。
 - ④バックアップジョブの設定を行うこと。
- (3) 周辺機器等
 - ①テープライブラリ装置は必要な接続及び設定を行い、サーバから利用できる状態にすること。
 - ②ネットワーク機器は必要な接続を行い、稼働できる状態にすること。
 - ③UPS 装置に必要な接続及び設定を行うこと。
 - ④ファイアウォール装置については、現行設定を踏襲すること。
 - ⑤スイッチについては、現行設定を踏襲すること。
- (4) その他
 - ①サーバ及びネットワーク機器には、名称を記載したラベルを貼付すること。
 - ②各ケーブルには、接続先が判別できるラベルを取り付けること。

4. 3. OS及び各種ソフトウェアの設定にかかわる留意点

各サーバの設定内容について本財団と協議の上設計書を作成し設定を行うこと。

- (1) 既存の MicrosoftActiveDirectory の登録情報を新たなディレクトリサービスへ移行し、ディレクトリサービスを稼働させること。
- (2) クライアント PC の接続時におけるネットワークアクセス制限の設定を行うこと。
なお、管理対象のクライアントは WindowsXP SP3 及び WindowsVista とする。
- (3) 動作確認完了後において、本番稼働直前の次の情報のバックアップを取得すること。
 - ①サーバのシステム領域及び構成するファイル一式
 - ②ファイアウォール装置の設定情報
 - ③スイッチの設定情報
- (4) 次のハードウェア等については、本財団担当者へ操作及び管理方法の引継ぎを行うこと。
 - ①サーバ（稼働監視、サーバの起動・停止）
 - ②ファイアウォール（ポリシー設定方法、冗長構成の設定方法）
 - ③バックアップソフトウェア（バックアップジョブの作成、リストア）

5. 移行

5. 1. 移行計画

移行計画書を作成し、本財団の承認を得ること。

なお、移行計画の策定にあたっては、既存ハードウェアとの並行稼働、障害発生時のリカバリ方法も考慮すること。

5. 2. 移行作業

- (1) 既存ファイルサーバから新ファイルサーバへ次のデータを移行すること。移行はフォルダ単位となる。フォルダ及びサブフォルダの共有設定、アクセス権設定を行うこと。
 - ・既存フォルダ数： 265, 374
 - ・既存容量： 669GB（2010年11月現在）
- (2) 移行完了後に正しく移行できていることを確認すること。
- (3) 移行完了後に報告書を作成し本財団の承認を得ること。

5. 3. 本番稼働時の立合い

障害発生時に迅速な対応が行えるように、本番稼働開始日から数日間はヘルプデスクを本財団内に配置すること。

6. 運用支援要件

6. 1. 契約期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの36ヶ月間とする。

6. 2. 運用支援体制

調達物品すべて保守対象とし、本財団からの問い合わせについて、一つの窓口を開設して対応すること。

保守受付対応時間は、月～金、9：00～18：00を原則とする。

ただし、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）は除く。

6. 3. ハードウェア・ソフトウェアの保守

(1) 修理対応

納品された全てのハードウェア製品（取付金具等の非装置は除く）に対して、修理が受けられること。対応条件は次のとおり。

- ・賃貸借期間が終了するまでを保守期間とする。

- ・オンサイト保守は、月曜～土曜までの週6日、8：00～22：00（原則当日対応）

(2) ファームウェアの提供

サーバ、ストレージ、スイッチ及びファイアウォール製品について、最新版のファームウェアの提供が受けられること。

(3) ソフトウェアの保守

ソフトウェアの利用に際して、開発元と保守契約が必須なものについては、保守契約を行うこと。

6. 4. 運用支援

(1) 電話及び E-mail による技術的支援

- ・障害時の切り分け支援（メーカー保守への連絡等含む）

- ・ハードウェア、ソフトウェア等の設定変更等の操作に関するサポート

(2) オンサイトにての再インストールを含む障害回復作業

サーバ・OS等の障害時における障害回復作業

(3) 定期点検

- ・1ヶ月に1回程度（詳細は別途協議するものとする）

(4) 予防保守

- ・定期点検で障害部位が発見された場合や障害発生の可能性がある場合は必要に応じて保守作業を行うこと

- ・ファームウェア等の適用作業を行うこと（1年2回程度）

以上